

平成 30 年度「若年技能者人材育成支援等事業」推進計画

岩手県技能振興コーナー

○事業の趣旨・目的

ものづくりを支える技能者の育成確保のため、技能の魅力に触れることができる展示会や体験教室の実施などを通して、若年層にもものづくりの魅力を伝えること、また、ものづくりマイスターが企業や工業高等学校などにおいて技能指導を行うことや、小中学校においてもものづくりの魅力を発信する講座を行うなどして技能尊重の気運を醸成し、若年技能者の確保並びに技能向上を目的とします。

○企画内容

1. 地域における技能振興事業	
(1) 技能五輪全国大会の予選の実施等	
ア 技能五輪全国大会の予選の実施	実施職種：2 職種 県から過去に参加実績があり今後も大会参加が見込める洋菓子製造、西洋料理の 2 職種を対象に、予選会を実施します。 参加予定者数 両職種とも 10 名程度 実施予定時期 平成 31 年 2 月～3 月
イ 技能五輪全国大会及び若年者ものづくり競技大会への参加支援の実施	若年者ものづくり競技大会、技能五輪全国大会等の参加選手及び指導員の旅費、工具等の運搬費について援助を行い、中小企業等の大会参加を促進します。なお、支援の対象は中小企業の従業員、学生に限るものとします。 ○参加予定人員 技能五輪全国大会 選手 40 名, 指導者 25 名 若年者ものづくり競技大会 選手 20 名, 指導者 20 名

<p>(2) ものづくりの魅力、技能者の持つ技能を伝えるための取組</p>	<p>①-1 ものづくりマイスター以外の熟練技能者の活用</p> <p>(ア) イベント</p> <p>岩手県総合技能展</p> <p>卓越技能者として厚生労働大臣表彰や岩手県知事表彰を受賞した方々、伝統工芸士に認定された方々等優れた技能・技術を持つ熟練技能者の作品展示と実演製作、技能五輪関係の展示コーナー開設や、ものづくり体験教室を中心とした総合技能展を開催し、実演コーナー、体験コーナーには実施する職種に関する説明パネルを掲示するほか、職業に関するDVDを上演するなどして、ものづくりに対する理解を深め、技能尊重気運の醸成し、若年技能者の確保並びに技能向上を図ります。</p> <p>○実施予定日時 平成31年2月～3月</p> <p>○実施予定会場 盛岡市内</p> <p>○実施内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・作品出品者数 40名前後 ・実演製作 期間中毎日5職種前後 ・ものづくり体験コーナー 期間中毎日3～4職種程度 ・職業紹介用のDVD上映 ・技能五輪全国大会紹介コーナー 大会風景の写真パネル展示、DVD放映等 <p>(イ) 情報技術関連職種の熟練技能者が行うものづくり体験教室等の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・夏休み等を利用し、情報技術関連職種の熟練技能者による職業の説明・内容説明等を含めたものづくり体験教室を開催します。 ・実施時期 7月～8月 <p>(ウ) ものづくりマイスター以外の熟練技能者の派遣</p> <p>西洋料理などものづくりマイスター以外の熟練技能者にもものづくり体験等の要請があれば、当該職種の団体等と協議し実施する。</p>
---------------------------------------	--

(エ) IT マスターの認定・派遣

IT リテラシーの強化や、IT 人材の育成に向けて、情報技術に関する興味を喚起するとともに、情報技術を使いこなす職業能力を付与するため、次の取組により、若年技能者の人材確保・育成を行う。

- ・情報技術関連職種で一定の要件を満たす熟練技能者（以下「IT マスター」という）の認定

- ・IT マスターを派遣し、小中学校等の学生生徒等に対して、IT マスターの持つ高度な技能とプログラミング等の IT 技能に関わる楽しさを伝える。

- ・企業・業界団体、教育訓練機関等からの要請に基づき、要請があった IT マスターを指導内容等コーディネートの上派遣し、実技指導を行う。

①-2 技能競技大会展の実施

- ・ブロックごとのイベントに際しては、幹事県をはじめ、各コーナーと協力して取り組みます。

②-1 技能士展の実施

- ・ブロックごとのイベントに際しては、幹事県をはじめ、各コーナーと協力して取り組みます。

③-1 技能伝承に取り組む企業の好事例発表及び意見交換

岩手県職業能力開発促進大会等を活用し、技能伝承に取り組む企業の好事例発表を行うとともに、参加者との意見交換を行います。

好事例発表企業・・・2社程度

○実施時期 11月

○実施場所 盛岡市内

③-2 「地域発！いいもの」認定委員会

- ・「地域発！いいもの」申請の受付及び委員会への提出等を行います。

2. ものづくりマイスターの認定、登録に関する業務	
(1) ものづくりマイスターの開拓	対象業種の企業等に対して、文書、メール、電話、訪問等により、ものづくりマイスター制度の周知等を行います。特にものづくりマイスターの要件を満たしている者が多いと考えられる認定高等職業訓練施設の指導員や業界団体等への広報等を重点的に行い、認定者数並びに職種の拡大に努めるとともに、マイスターの地域的な偏在の解消に努めます。
(2) ものづくりマイスターへの説明	新たに認定されたものづくりマイスターに対しては、認定証の交付時に、既に認定されているものづくりマイスターに対しては実技指導等を開始する直前にコーナーの指示に基づいて活動する際の条件等について文書で説明します。 また、新たに認定されたマイスターについては、認定証交付の際に免除基準に該当する者の場合を除き指導技法講習を受講する必要があることを説明します。
(3) 申請書類の取りまとめ	ものづくりマイスターの認定申請を行う者に対して申請書類の確認を行い、申請書類はコーナーが取りまとめセンターに提出します。
(4) ものづくりマイスターに対する研修	新たに認定されたものづくりマイスターを対象に実施結果報告書の作成方法や指導技法の習得・向上のため指導技法講習会を行います。(免除基準該当者を除く) また、認定されたものづくりマイスターを対象に適宜研修会を実施し制度の理解促進や全国会議等の内容の共有等を行います。
3. ものづくりマイスターの活用に係る業務	
(1) 若年技能者の人材育成に係る相談・援助	技能振興コーナーの相談窓口において、技能競技大会を活用した若年技能者の人材育成に係る取組方法、訓練施設、設備等の相談援助を行うとともに、企業や工業高校等からの要請に応じてものづくりマイスターの派遣に係るコーディネートを行い効果的な事業の執行を図ります。

<p>(2) ものづくりマイスターの派遣による指導の実施</p>	<p>県内の中小企業、認定職業能力開発施設、工業高校等を派遣対象として、1日3時間程度を基本として、指導を希望する分野の技能に関して、最適なものづくりマイスターを派遣し実技指導を行います。また、工業高校等の派遣先と緊密に連携を取りながら、希望に添った内容での指導ができるよう、ものづくりマイスターとの連携も密にしながら事業を行います。</p>
<p>(3) 「目指せマイスター」プロジェクト</p>	
<p>ア 「ものづくりの魅力」発信</p>	<p>実施実績のない地域を中心に、学校訪問を行うとともに、過去の実施校での継続実施を図りながら次の事業を行います。</p> <p>ア 学校の授業等への講師派遣の実施 イ ものづくりマイスターの講義を伴う学生生徒を対象とした事業所・訓練施設等見学の実施 ウ 学校の教師、保護者を対象とした「ものづくりの魅力」講座等への講師派遣</p>
<p>イ 若者に対する「ものづくりの魅力」発信</p>	<p>要請により地域若者サポートステーション事業の支援対象者に対する「ものづくりの魅力」発信等を行います。</p>
<p>ウ ものづくりマイスターの働く職場での職場体験実習</p>	<p>自ら事業を営むものづくりマイスター等に対し、職場体験実習（当該職場ならではのものづくり体験を含む）に係る検討を依頼するとともに、実施するものづくりマイスターの支援を行います。</p> <p>実施期間は2日間以上、対象者は学生生徒（工業高校生等を含む）とします。</p> <p>なお、技能振興コーナーの要請に応じて職場体験実習を行う企業があった場合には、当該地域の小中学校等に参加する学生生徒の確保について要請することとします。</p>

4. 地方公共団体、経済団体等との連携会議の設置・運営

<p>(1) 連携会議の設置</p>	<ul style="list-style-type: none">・岩手労働局職業安定部訓練室長・岩手県商工労働観光部雇用対策労働室労働課長・岩手県教育委員会学校教育課義務教育課長・岩手県立産業技術短期大学学校教育部長・独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構岩手支部訓練課長・岩手県中小企業団体中央会事務局長・岩手県商工会議所連合会事務局長・岩手県商工会連合会事務局長・職業訓練法人二戸職業訓練協会事務局長・岩手県技能振興コーナー長 <p style="text-align: right;">の10人で構成</p> <p>実施内容及び実施期日</p> <ul style="list-style-type: none">・6月 事業実施計画について・12月 次年度の推進計画について
<p>(2) 連携会議の開催回数</p>	<p>2回</p>